

感染症登校許可証明書（学校HPからダウンロード可）

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となり欠席にはなりません。
 つきましては主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。次回登校の際は、下記の「感染症に関わる登校に関する意見書」を主治医に記入いただき担任に提出願います。

主治医様

感染症に関わる登校に関する意見書

年 組 名前:

◆感染の恐れが極めて少なくなりましたので 月 日 以降の登校が可能であると判断しました。
 初診日は 月 日です。

分類	○印	病名	出席停止の基準
1 種		(※下記)病名:	治癒するまで
第 2 種		インフルエンザ	発病後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種		コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	他 ()		

(※)エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ等

【その他参考となる所見】

年 月 日

医療機関名:

医師名:

印